

第4期東京都犯罪被害者等支援計画（素案）に関する意見募集結果

1. 募集期間

令和2年11月4日（水曜日）～12月3日（木曜日）

2. 募集結果の概要

① 提出があった通数 : 5通

② 提出された意見件数 : 28件

（1通の中にある、御意見と考えられる部分を「意見件数」としてカウントしている。）

3. 主な御意見の概要と都の考え方

「第3章 施策の基本的な考え方」に関する御意見

該当箇所	項目	主な御意見の概要	都の考え方
15	目指すビジョン	基本的な方向Ⅰ「犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供」について、「安全で」を追記するか、犯罪被害者等基本法の主旨である「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる支援の提供」を入れてはどうか。	本計画の基本的な方向Ⅰは、東京都犯罪被害者等支援条例第3条第3項に基づき定めたものであり、同条例は犯罪被害者等基本法の基本理念等を反映したものです。
17	推進体制	推進体制のイメージ図について、色づかいを見やすくしてほしい。また、犯罪被害者等がどの機関にもつながることが分かるようなイメージ図にしてほしい。	推進体制のイメージ図は、それぞれの関係機関等が連携して犯罪被害者等を支えていくことを表しています。御意見を踏まえ、図の色づかい等について修正しました。

「第4章 具体的な施策」に関する御意見

●施策の柱2 相談体制・情報提供の充実

該当箇所	項目	主な御意見の概要	都の考え方
26~28	性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化	ワンストップ支援センターに医療機関従事者、警察、弁護士等がかけつける体制に変わっていく時期ではないか。	犯罪被害者等支援においては、警察、医療機関、弁護士等との連携により支援していくことが重要です。引き続き、関係機関との連携強化を図っていきます。
26~28		性暴力被害者が中長期にわたり療養できる施設を作してほしい。	御意見として承ります。
26~28		3歳からプライベートパーツを教えてほしい。	国と連携し、未成年者に対する様々な性暴力の予防啓発や相談先の周知に取り組んでいきます。
27		(性犯罪等被害者ワンストップ支援センターの体制強化) 都のワンストップ支援センターを病院内に設置し、スムーズな医療支援が行えるようにしてほしい。	産婦人科、精神科を含む中核的な病院との安定した連携・協力関係が重要であることから、他道府県の事例を踏まえながら検討していきます。
27		(性犯罪等被害者への多様な相談方法の提供) LGBTの用語の使い方として、「LGBT等」又は「LGBTetc」とすべきである。	御意見を踏まえ、「性的マイノリティ」に変更しました。
27		(性犯罪等被害者への多様な相談方法の提供) 外国人、男性、LGBTとあるが、障害者は含まれないのか。	障害者も含まれています。御意見を踏まえ、「障害者」を明記しました。
28		(産婦人科医療機関との連携強化) 産婦人科以外の泌尿器科や小児科との連携が必要だと思う。特に、教育面の連携が必要だと思う。	産婦人科の医療機関との連携が重要であり、研修等を通じた連携強化を進めていくほか、被害者の実態等を踏まえながら他の診療科との連携も検討していきます。
28		(産婦人科医療機関との連携強化) 協力医療機関によって理解や協力の程度に差がみられる。広範囲の医療機関の確保も必要だが、核となる医療機関が必要ではないか。	医療機関を対象とした研修を通じて、性犯罪等被害者の心理状態や適切な対応方法等に関する理解促進を図っていくとともに、協力医療機関の増加と連携強化に取り組んでいきます。
28・36		(精神科の協力医療機関の確保) PTSDなどに理解のある精神科の医療機関の確保が必要である。	医療機関を対象とした研修を通じて、性犯罪等被害者の心理状態や適切な対応方法等に関する理解促進を図っていきます。
30		犯罪被害者等への情報提供の充実	(交通事故被害者への相談支援の実施) 「生活更生」の「更生」の表現が、被害者支援に対して使う言葉としては不適切なので、表現を変更してほしい。
31・32	配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援	配偶者暴力や児童虐待に最前線で対応する学校、児童館、医療機関は連携先に含まれないのか。	配偶者暴力や児童虐待においては、様々な関係機関の連携が必要であり、被害者に対する適正な支援が行われるよう、支援者に向けた情報提供や対応方法の研修等を実施しています。

●施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

該当箇所	項目	主な御意見の概要	都の考え方
33	経済的負担の軽減	(現状と課題) 経済的支援を受けるためには一定の条件があることについて、現状と課題の文中にも明記した方がいい。	御意見として承ります。なお、制度内容については、都のホームページやリーフレット等で周知していきます。
33		(転居費用の支援) 転居費用の支援に関する要件を記載してほしい。	
33		(転居費用の支援) 転居費用を全額助成してほしい。	転居費用の助成は、転居に伴う実費(最大20万円まで)を助成するものです。
33		犯罪被害者が弁護士による支援を受けられるよう、無料法律相談に限らず、弁護士費用の助成を行うべきである。	犯罪被害者等のニーズを踏まえ、令和3年度から「被害者参加制度における弁護士費用の支援」を実施します。本計画の37ページに記載しています。
34		(医療費・カウンセリング費用の支援) 性被害に遭って、警察に被害届を提出していないなどの場合であっても、無料でカウンセリングを受けられるようにしてほしい。	都のカウンセリング費用助成制度によって、被害届提出の有無にかかわらず、被害者の状況に応じた適切な支援を提供しています。
35	精神的支援の充実	(現状と課題) 「PTSD」に「心的外傷後ストレス障害」を加えた方が分かりやすいと思う。	御意見を踏まえ、「PTSD(心的外傷後ストレス障害)」と修正しました。
36		(学校における相談体制の充実等への支援) スクールカウンセラー向け研修に養護教諭も含めるべきだと考えるが、養護教諭は含まれるのか。(同旨の意見 計2件)	養護教諭については、本計画の50ページ「学校の教員に対する研修等を通じた支援」に記載されている都立学校教員等を対象とする研修やリーフレット等の配布などを通じて支援していきます。
37	日常生活への復帰支援	(都営住宅への入居優遇制度) 性暴力被害者も支援対象に入れてほしい。	犯罪被害者等の方は、当せん確率が一般申込者の5倍となる都営住宅の優遇抽せん制度の対象となっており、性暴力被害者の方も、この優遇対象になります。
38		(住宅セーフティネット制度に基づく支援) 「東京ささエール住宅」の対象者に犯罪被害者等が含まれる旨について、ホームページ等に明記してほしい。	「東京ささエール住宅」の対象である具体的な要配慮者の範囲については、都の賃貸住宅供給促進計画やパンフレットに記載しホームページ等において公開しておりますが、今後、犯罪被害者等を含む要配慮者の範囲について、より分かりやすい周知方法を検討していきます。
39~41	二次的被害・再被害の防止に向けた取組	二次的被害と再被害は、同一のカテゴリーではないと思う。	二次的被害と再被害は、東京都犯罪被害者等支援条例第2条の定義にあるとおり、それぞれ別のものですが、具体的施策としては同一の部分があるため、一つの基本的施策として位置付けました。

●施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援

該当箇所	項目	主な御意見の概要	都の考え方
45	犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上	(現状と課題) 「それぞれの職員が、犯罪被害者等支援を理解することが必要です。」の記載を、「それぞれの職員が、犯罪被害者等支援を理解し、実践することが必要です。」としてほしい。	御意見として承ります。
46		(学校の教員に対する研修等を通じた支援) 学校の教員向け研修に養護教諭も含めるべきだと考えるが、養護教諭は含まれるのか。	都立学校の教員等を対象としており、養護教諭も含まれます。

計画全体に関する御意見

主な御意見の概要	都の考え方
被害者自身の生の声を拾い上げ、反映させるような仕組みがあることを感じられなかった。また、東京都では当事者団体、被害者団体、自助グループ等との連携も必要だと思う。	令和元年度に実施した「犯罪被害者等の実態に関する調査」において、被害者及び民間団体の意見を伺い、計画等に反映しています。引き続き、犯罪被害者等支援において重要な役割を果たす民間支援団体が、より適切かつ効果的に支援活動を行うことができるよう、情報提供等の適切な支援に努めていきます。
新型コロナウイルスに関する記載を冒頭に入れてほしい。	御意見として承ります。